

廣池千九郎著『伊勢神宮』と 明治末期における神宮觀の諸相

橋本 富太郎

目次

はじめに

一、明治四十二年の神宮に関する教育状況

二、『伊勢神宮』（私家版）の刊行

（一）刊行の経緯

（二）本書の内容

（三）本書に対する批評

（四）阪本廣太郎による批評

三、『伊勢神宮』増訂再版と第三版の刊行

（一）増訂再版の経緯

（二）増訂再版の内容

（三）内容の検討

（四）教育界への影響

むすび

はじめに

明治四十一年（一九〇八）の『伊勢神宮』刊行は、著者廣池千九郎^{〔1〕}の履歴上はもとより、神宮研究史においても、また道徳教育にとっても、その時代の区切りに関わる重要な意味をもつといえる。まず廣池自身については、主著『道徳科学の論文』第一緒言第二条「新科学モラロヂーの成立は畏れ多くも日本皇室の万世一系の研究に其端緒を發する事を述べ併せてモラロヂー研究の沿革を記す」（昭和三年）において次のように述べている。

今回公にせる所の新科学モラロヂーは私が今より三十余年
前畏れ多くも日本皇室の万世一系の研究を開始せるに其端

緒を發したものであります。(中略)斯くて私は永き年月を経る間に、日本国体の研究より進んでモラロヂ-の建設を思ひ立つ事と為つたのでありますから、其間の沿革は極めて複雑であります。故に具体的に其沿革を述ぶる事は不可能なれど、大凡の経過は第一が明治三十年比に於ける日本国体の研究の開始、第二が明治四十一年の『伊勢神宮』の編纂、第三が明治四十二年比に於ける私の精神生活の變化より次第にモラロヂ-の建設に向かつて其範圍を拡張せる事⁽²⁾、

以下、第四、第五と続き、第六の「モラロヂ-の根本原理を發表するに至りし事」、すなわち昭和三年の『道徳科学の論文』の刊行に至る。

第一の「日本国体の研究」は、皇室の万世一系の原因究明を師・井上頼圀から勧められたものであり、後年その原因は、道徳性の高さという点に結実する。このことが道徳実行の効果を科学的に証明するというモラロヂ-の命題の根幹を成す理論となったのであり、それを最初に發表した書籍が、沿革の第二にいう「明治四十一年の『伊勢神宮』」であった⁽⁴⁾。

廣池の道徳論形成においてこのように重要な位置にある本書については、これまでも多くの論者が言及し、刊行の意味が強調されてきた⁽⁵⁾。井出元によれば、廣池にとつて「日本国体の研

究」は「自己の思想の淵源⁽⁶⁾」なのであって、『伊勢神宮』は「廣池の道徳思想の根柢をなす⁽⁷⁾」ものなのだという。

一方、神宮研究史上における位置はどうであろうか。『生誕百年 廣池博士記念論集』(昭和四十二年)では、『伊勢神宮』については高原美忠が「『伊勢神宮と我国体』について」と題して論じている。

廣池の教え子でもあった高原は、単に紙面からのみでなく、廣池の生の声もふまえてその天照大神論を考察し、大神を歴史的・人物的に扱ふ傾向に一定の評価を与えており、そのことには大きな意味があつた。

しかし、高原によつて先鞭がつけられたこの問題については、その後研究が進展したとは言い難い⁽⁹⁾。また、本書は神宮について、近代的手法によつて書かれた最初の研究書であるが、これまで神宮研究史上に位置づけられることがほとんどなかつた。

高原は、『館友』誌上における明治四十二年の長谷外余男の発言「この著によつて世人が神宮を知り、神祇を知り、国体を知ることを得、神宮御遷宮当日各学校其他で遙拜式をする時、講演者が争うてこの著によつたことはありがたい」などを引用しつつ、廣池の貢献を顕彰している⁽¹⁰⁾。しかし、明治四十二年当時、争つて依拠されたという同書の扱われようは、現在よく知られているとはいいがたい。西川順土が「この全国的に行なは

れた訓話には如何様の典籍が参考にせられてゐたか、神宮或は関係序より見解が示されてゐないだけに明らかでない¹¹⁾といつてゐることなどがその例である。

そこで本稿では、明治四十一年・二年頃の同書の出版をめぐる事情を検証し、その神宮および国体研究の一端と、廣池の果たした役割を明らかにしていきたいと思ふ。

なお、引用されている書簡等の史料は、すべて廣池千九郎記念館の所蔵であり、読みやすさを考慮し適宜句読点を補った。

一、明治四十二年の神宮に関する教育状況

明治四十二年（一九〇九）は、第五十七回神宮式年遷宮の年にあたり、教育界にもこれに合わせた動きがあった。九月二十三日、文部省より関係機関に対し、次の通牒が送付されてゐる。

○伊勢神宮遷御式御挙行ニ付小学校中学校高等女学校実業学校等児童生徒ニ神宮ノ由来等ノ訓話取計方

（明治四十二年九月二十三日西発普三四九号各地方庁へ普通、実業両学務局、東京、広島、東京女子高等師範学校へ普通学務局通牒）

来ル十月二日及五日ノ両伊勢神宮ニ於テ神宮遷御式御挙行

相成候ニ就テハ貴「管下小学校中学校高等女学校実業学校等」ニ於テ同日修身科ノ時間ヲ利用シ児童生徒ニ対シ神宮ノ由来及神宮ニ関シ適當ナル訓話ヲ為サシメ候様御取計相成度依命此段及通牒候也

追テ当日修身科ノ時間無之場合ハ特ニ之ヲ設ケシメラレ候様御取計相成度此段申添候也（高等師範学校へハ本文「」内ヲ校付属学校トス¹²⁾）

十月二日および五日の遷宮当日における訓話の通牒を、わずか九日前に発するという急な指示だったが、これに対する反応を見ていこう。

『全国神職会々報』では次の解説をほどこした上で、この通牒を載せてゐる。

○神宮遷御式に付通牒

去月二十五日¹³⁾文部省松村普通、真野実業の両学務局長は神宮遷御式に關シ此機會を利用シ我団体と神宮との關係に付該事項を学校生徒の腦中に徹底せしむるの主旨を以て左の通牒を全国地方長官及び各高等師範学校長に宛發送せり¹⁴⁾

（※傍線引用者）

傍線を付した主旨は文部省の通牒の中には示されていない

が、全国神職会の周辺にはこのような効果を求める気運があったということの方がい知ることができる。

『國學院雜誌』の時評では、「文部省が、全国の各学校をして、当日の修身科の時間を利用し若くは特設して、児童生徒に對し、神宮の由来及び神宮に関する適當なる訓話を為さしめしは、至当の注意にして、教育上の効果多大なるものありしことと信ず⁽¹⁵⁾」として、下記のように神宮と国家との関係が教授されていなかったことを批判し、これが改善されようとしていることを評している。

思ふに教育勅語の御趣旨を敷衍する修身の講話に於ても、建國の体制を説明する歴史科の講話に於ても、天照大神の御事蹟、神宮の由来等につきては、明瞭なる教授あるべきは、國民教育上に於ける根本的要求なれども、現今の實際はこの点につきて甚だ不満足にして、神代史に對する或る種の態度よりして、我が國史上國民道德上この最も重要な部分を恰もよそ事の如くに取扱ふ風あり、神宮其他神社のわが國家との關係に至りては、聊かも教授せらるゝ所なし。此の如き欠陥が、這回の拳に幾分なりとも補足せられたりと思はるゝは、大に慶すべき事といふべく吾等は児童生徒よりも教員其人が一層多く教育せられたることを思ひて愉快の情に堪へざるなり。⁽¹⁶⁾

また四十二年一月の『神社協會雜誌』誌上では、岡部精一が「從來兎角神道を普通教育に結び付けんとするに考を及ぼすもの少ないのは頗るいぶかしき次第である」と述べ、各中小学校に伊勢大神宮を勧請することを提言している。⁽¹⁷⁾

以上のように、明治四十二年九月当時、國民教育上の重要事であるはずの「天照大神の事績、神宮の由来」の教授が満足に行われず、神宮神社とわが國家との關係に至っては「聊かも教授せらるゝ、処なし」という状況であり、学校教育における神宮に関する教育の必要性は認められながらも、機能していないのが実態であったことがわかる。

こうした問題の原因の一つとして、テキストとなるべき適當な書籍が存在しなかったことを挙げられよう。もちろん神宮に関する体系的な文献は古くから、藺田守良の大著『神宮典略』など存在するのだが、これにしても広く流通するには『大神宮叢書』（昭和七、九年）に収められて以降であり、当時一般に流通しているものでは、阪本廣太郎の『伊勢參宮案内記』（明治三十九年）などのガイドブック的なものが主で、あとは考証や祭式、法令にかかわるような各論がほとんどであった。⁽¹⁸⁾

二、『伊勢神宮』（私家版）の刊行

（一）刊行の経緯

このような状況下の明治四十一年十二月、世に出たのが廣池千九郎著『伊勢神宮』である。廣池はまず私家版として二百部を印刷し、内閣諸大臣ならびに朝野の学者教育家等に贈呈したところ、「非常の称賛を博し、遂に畏多くも天覽の榮を辱うする事を得られたる次第¹⁹」であったという。

翌年の増訂再版刊行時に、出版元の早稲田大学出版部から配布された「伊勢神宮弘布に就き稟告」というパンフレットの冒頭には次のように記されている。

本書『伊勢神宮』は神宮に関して国民一般の知悉せざるべからざる必要の事項を編纂せしものにて元来此種の編纂は神宮司庁にて久しき以前より其計画も之あり既に十年前より『神宮古事編纂所』を置きて材料の蒐集整理中の趣に候へ共何分官撰としては大事業に相成其完成出版に至るまでは今後尚ほ多大の年数を要すべしとの事に付各方面の有志より著者の地位洵に如斯編纂を完成致され候には適當なりとの勧誘有之尤著者は目下神宮皇學館に於ける『憲法並に古代法制及び神道史の教授』に有之候へば右の勧誘有之事尤の次第と存ぜられ候

『伊勢神宮』のような編纂物は、元来神宮司庁などの公的機関から出版すべきものであり、現にその計画は進行中なので、こうした官撰事業は今後も多大の年数を要することが予想され、かつ廣池は執筆者として適當であるため、各方面から廣池に執筆を促す動きがあった。こうしたことが出版の動機として紹介されている。さらに当「稟告」によると「神宮内外有志の多大なる賛助」があったという。

文中の「神宮古事編纂所」は、正しくは「神宮故事編纂所」と書き、神宮に関する故事を網羅的に編纂し、「百代ノ参照」の「実用の書」を刊行するため、明治三十二年、神宮皇學館内に設置された官衙である。三七一冊にもおよぶ類書『大神宮故事類纂』が四十四年に完成している（公刊はされていない²⁰）。

一般向けの官撰文獻としては、明治四十五年の神宮司庁編『神宮大綱』（総頁数三二六）の刊行を待たなくてはならない。この書の編集には、神宮故事編纂委員長であった神宮権禰宜御巫清生と、同じく権禰宜松木時彦²¹があたった。さらに内容が充実して定評のある神宮司庁編『神宮要綱』（総頁数七五四）の発行となると、昭和三年まで降ってしまふ。

続いて「伊勢神宮弘布に就き稟告」では左記のように、山川健次郎、乃木希典、嘉納治五郎らの著者に対する賛意を紹介している。

改正国定教科書に於ては神宮の御事を其修身書中に編入すべき見込みの趣委員長たる山川博士の親しく著者に確答せられし処四十二年一月十一日に有之学習院長乃木大将の如き四十二年一月三日嘉納東京高等師範学校長の如き四十二年十二月三十一日何れも著者に対して神宮の御事の大切なことを説かれ云々

この点については若干の検討を加えておきたい。

東京帝国大学総長の山川健次郎は当時、教科用図書調査委員会「修身」主査委員部長の地位にあつた。廣池は山川に対して、今度の修身の教科書には神宮に関する記述を盛り込むよう提言していた。その回答として山川から廣池に送られた下記の手簡が残されている。

御書令披見候

改正教科用修身書に神宮の御事を載せ可申哉否御問合せに御座候へ共、委員長としては御即答申上兼候。但し小生一人の私見として是非記載有之度と希望罷在候。勿々

一月十一日

山川健次郎

廣池殿

二白 貴書は只今文部省より届き候に付、直様御返事申上候⁽²⁾

「稟告」の「神宮の御事を其修身中に編入すべき見込みの趣委員長たる山川博士の親しく著者に確答せられし処」の箇所には、書簡と同じ一月十一日の日付になっていることから、この書簡をもって「確答」されたとみなしたらしい。書簡中の「貴書」はこのタイミングから考えて廣池の『伊勢神宮』と見て間違いないだろう。

次に乃木希典だが、この件は井上頼圀から廣池に宛てられた次の書簡が傍証資料となる。

拜啓 今朝乃木大将面談候処、明三日午前八時貴君に面会可致趣二付同時同氏本邸へ

赤坂新坂町東宮御所表門の通二

(手書き地図)

御出向可被成候、且伊勢神宮壱冊今朝持参致候間、是亦奉申上候、昨日老生所劳故本日乃木氏へ出候次第故、金子氏ニハ未面会不致、此段奉申上候也

井上は書簡を認めた日、乃木と面談し、廣池の『伊勢神宮』を乃木に進呈していた。そして書簡には、三日の午前八時に乃木が廣池に面会することになったことを記し、乃木邸を示す手書きの地図を付している。

この「三日」が「伊勢神宮弘布に就き稟告」に「乃木大将の

如き四十二年一月三日」著者に対して神宮の御事の大切なることを説かれ」たとある四十二年一月三日にあたると思われる。

嘉納治五郎については、当時廣池とどのような接触があったかわからない。⁽²³⁾

ところで井上頼圀は、京都で史学雑誌を発行しながら苦学していた廣池を『古事類苑』の編纂員に抜擢し、東京に連れてきた人物である。廣池の『伊勢神宮』発行にも大きな示唆を与えているので、次にその経緯を記した廣池の回顧を紹介したい。

明治三十年のころ、一日、先輩井上頼圀先生が私に向かつて、いま日本において学者の従事すべきもつとも重大なる研究が一つ残っておる。それは日本国体の研究である。これにつきて先年山田顕義伯が、世界中の君主は数代もしくは数十代にして滅亡するのに日本の皇室のみは何ゆえに万世一系であるか、ということを国学者に質問せしに、一人として明確なる答えをなした者がなかつたそうであります。(中略)そこで、君は年若くして法律に通じ、和漢の学に秀で、かつことのほか敬神家であるから、この大事業を徹底的に研究してはいかがであるか、自分は年老いかつ多忙であるから一人の手ではできぬが、できるだけのこと
は指導の労を惜しまぬというお話があつたのです。⁽²⁴⁾

廣池は『伊勢神宮』発行をこの課題の成果として位置づけている。井上も本書の増訂再版に序文を寄せ、次のように記してこの業績を称えた。

(上略) 本書の稿本成りしと聞くや、うれしさの余り、直ちに之を一覧するに、神宮と我国体との關係を論ずる章の如きは、まことに前人未発の論文にして、普く材料を内外に採り、考証精確周到を極め、議論正大、所説堂々、將に予の年来言はむと欲する所を言ひ、予の年来論ぜむと欲する所を論じて遺憾なし、よりて喜ばしさに、取りあへず其よしを一言記し侍るになむ

明治四十二年一月十日⁽²⁵⁾

以上が刊行の経緯である。

(二) 本書の内容

次に『伊勢神宮』の目次を掲げる。「欸」の下にも細目があるがそれは略した。

第一章 伊勢神宮と我国体

第一項 序説

第二項 我国体の由来と伊勢神宮

- 第一款 序説
- 第二款 我国に於ける君民同祖の事実
- 第三款上 天祖天照大神の聖徳
- 第三款下 天祖天照大神と諸外国に於ける太陽崇拜
- 第四款 天祖天照大神の大詔
- 第五款 歴代天皇の、天祖の宏謨に従ひ給ひて、臣民を子の如く愛撫し給ひし聖徳
- 第六款 祖先崇拜の国風、附、我日本民族と支那民族との宗教心の根底に於ける差異と、彼我国体の区別
- 第七款 天祖天照大神に対する我國民の絶対的信仰
- 第八款 天祖天照大神に対する國民的崇拜
- 第三項 我国体の完成と伊勢神宮
- 第二章 神宮の創立せられたる理由
- 第三章 豊受大神宮の創立せられたる理由
- 第四章 兩宮の御称号并に御社格
- 第五章 内外宮と支那の宗廟社稷
- 第六章 兩宮神殿の御建築法
- 第七章 神宮の御威徳と教育事業
- 第八章 神宮の大祭典と皇室及び國民
- 第九章 神宮の神聖
- 第十章 歴代天皇の神宮御崇敬

第十一章 今上陛下の神宮御崇敬

- 第一項 序説
- 第二項 御祭典并に遷宮の場合に於ける陛下
- 第三項 憲法の発布、勅語の下賜の場合
- 第四項 皇室婚嫁令と皇族の参拝
- 第五項 行幸参拝
- 第十二章 神宮と学校教育并に軍隊教育

本書第一章「伊勢神宮と我国体」第一項「序説」の冒頭、廣池は次の一文を掲げている。

景雲、天を覆うて、淑氣、林を罩め、神聖の地、絶塵の境、吾人臣民をして、肅然として容を改め、瞿然として其御稜威を仰がしむるものは、方に是れ、天祖天照大神の鎮りませる五十鈴川河上の神路山にあらずや、実に、其老杉古松の長べに万古不易の色を添へ、麓の水の幾千代を経て、清き流れを変ぜざるは、山川豈に我国体を表示するものにあらずや。⁽²⁶⁾

章のタイトルにもあるように、本書刊行の主たる目的は「日本国体」を書き表すことであつた。廣池は国体について開口一声、天照大神の鎮まる神宮の清浄・森厳な佇まいを説くと、第

一章は大神を軸とする国体論を述べ続け、本書全百六ページの内の実に半数以上、六十四ページを割くに至る。

このように本書は、表題を『伊勢神宮』としながらも、神宮という神社の概説というわけではなく、内容的には天照大神と神道を素材とし、日本と中国との比較を方法とする「国体論」であった。この点については廣池も「緒言」にこう断っている。

本書は、予が専攻学科たる東洋法制史の立脚地より、法律的、社会学的、及び史的觀察を以て、神宮と皇室并に我
 国体との關係に就き、謹で卓見を陳述せる一論文にして、
 全卷の趣旨は、其第一章内に存す、（※傍点は原文どおり。
 以下同じ）

こうした特色は、後述する増訂再版に至っても「記載の事項は尤も我
 国体教育に必要なことのみを撰び、而して其事実の大綱を挙ぐるに止む」（『伊勢神宮増訂出版の緒言第一』）というように徹底された点であった。

第一章は次のように続けている。

伊勢神宮と我
 国体との關係、是れ実に我國民の知らざるべからざる智識的、道德的、教育的、政治的、法律的、乃至宗教的大問題なり、吾人臣民は、國民の最大義務として、

かくの如き國家の重要問題に向ひては、一齊に平素之を研究し、知得し、服膺して、上祖先を辱めず、下子孫の模範たらざるを得ず、「何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼる、」の神秘的信仰は、是れ古代に於ける信仰状態にして、今日に當りては、我國民をして、「かくの如き理由あるが故に、ありがたくして涙こぼる、」の道理的信仰を求めしめざるべからず、
日本の学者にして正當なる説明を与へざれば外國の学者が統々之に向て學問的考察の結果を発表し、一般の日本人は之によりて大に誤る、なり

神宮は宗教の本山にあらず、我
 国体は、宗教上の理論を以て説明すべきものにあらず、正に世界に於ける時代的知識を以て、解釈するを要す、而して、予は、幸に、此大問題が、予の専攻学科東洋法制史に関連するを以て、積年、窃に研鑽の勞を重ね、茲に聊か思い得たる所あるを以て、今謹で一言を述べむとするものなり、

西行法師の歌を例にあげ、これを「古代に於ける信仰状態」であるとして、今日においてはこのようにただ直感的にありがたみを感じるだけでは不十分で、なぜありがたいのかを説明できらるるにしなければならぬ。また、日本の学者が正当な説明をしなければ、外国人の考察によつて日本人が認識を誤ることになる。こうした課題を執筆の趣旨として挙げている。

第二項「我
 国体の由来と伊勢神宮」第一款「序説」では、国体の淵源についての分析に入る。「予の史的研究によれば、我

国体の由て来る所」は、

- 第一 我国に於ける君民同祖の事実
- 第二 天祖天照大神の聖徳
- 第三 天祖天照大神の大詔
- 第四 歴代天皇が天祖の宏謨に従い給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖徳
- 第五 祖先崇拜の国風
- 第六 天祖天照大神に対する国民の絶対的信仰
- 第七 天祖天照大神に対する国民的崇拜

以上の七項目である。

そして第二欸以下に、一から七それぞれを詳しく論じていく。第一の「君民同祖」については、当時普及していた「家族国家論⁽²⁾」とほぼ同一の内容である。『新撰姓氏録』を引き、国民全体が血縁ある強い団結をもち、さらに「君主の家」と祖先を同じくすることにより、「我日本帝国が、君民同祖の事実を有する事は、真に、是れ、其国体の、世界万国に冠絶する第一の最大原因」とする。

第二の「天祖天照大神の聖徳」と第四の「歴代天皇が天祖の宏謨に従い給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖徳」は、廣池の国体研究の主眼の一つであった、皇室の万世一系の原因探

求に対する回答を表すものである。廣池は法制史研究と同様の方法を取り、歴史の実証と国際的比較によって、王朝の永続するか否かの要因を帰納し、「道徳性」の問題に行きついている。このことは、先に述べたように、その後の道徳研究の中心的テーマとなったものであり、「モラロジー研究の沿革」の第二に『伊勢神宮』を挙げた所以である。

この立論に際して要点となるのが、天照大神の扱いであるが、廣池は次のように、大神を国民と血縁のある「実在の祖神」として仰ぐ。

抑も、我天祖天照大神は、希臘羅馬の家族の神、若くは市の神の如く、又基督教の唯一神の如く、若くは仏教に於ける仏の如く、儒教に於ける上帝の如く、其各民族の想像に本づける所謂神話上の神にあらずして、正に、我皇室并に我日本民族と、血属的關係を有する実在の神たるなり、
(六頁)

廣池は、神道の合理的説明に精力を注ぎ、神道の祖先崇拜の側面を強調した。そのため、天照大神も過去に生存したとする「祖先」としての側面が強調され、それ以外の面を排除する傾向がある。その一方で、「実在」は歴史的存在に限定されたものではなく、「信仰」の中における「実在」と見る見方も持つ。

学者の説の如何に係はらず、国民の信仰は、之を天上実在の祖神として崇拜し、若しくは太陽の中に存在する実在の祖神として崇拜するものにて、此信仰は嘗て変ずることなし、近年、外国の学者が、我国民の信仰と、我二三学者の学説とを混同して、我国民信仰の変遷発達など思ふものある如きは、皮相の浅見と謂ふべきなり、(八頁)

このあたりは信仰によって立つ宗教として神道を扱い、天照大神の存在を疑わない「信仰」と現実社会における「道徳」との接点を構造化しているともいえるだろう。

廣池は、「神明として崇拜せられ、神社として祭祀せらるゝ所のもの」は、

第一 祖先

第二 偉人豪傑の皇室国家若くは一部の人民に功労ありしもの

第三 極めて稀に、国家の謀反人、若しくは謀反人と認められて死せし人の靈魂にて、国家民人に崇りをなすの恐れあるものとして之を鎮めむがために祀りたる神社、例へば、京都の北野神社、及び御霊神社等の類、(一五頁)

という。この神観は、神宮皇學館における廣池の「神道講義」の記録に見えるものとほぼ同一である。『伊勢神宮』は、「神道講義」によつて初めて開陳された神道論を書籍化したという存在でもあった。「祖先を崇拜し、偉人傑士を崇拜する事は、極めて純正高尚なる文明的思想より発する所の宗教心」(一七頁)というように、文明化社会に適応しうる祖先崇拜に基づく神観であり、官立専門学校教授という公的な立場から公共性を求めた神道論である。

続いて、これもまた「神道講義」で発表されていた、日中国体比較の成果だが、

支那民族の絶対的崇拜物は祖先にあらざして全く天道に在り、日本民族の絶対的崇拜物は祖先殊に国民の宗本家たる君家の大祖先に在る(二二頁)

と、彼我の崇拜対象の差異によつて、両国の国体の特質を表したのであった。

本書の特色は、以上の内容に集約されていると考えられる。第二章以下には、神社としての神宮についての概説である。ただここでも、第五章「内外宮と支那の宗廟社稷」のように、歴史的考察にもとづく日中比較の研究成果や、第十章「歴代天皇の神宮御崇敬」などの道徳に関する論述が主であり、著者の立

ち位置が濃厚に表れた構成となっている。

第九章「神宮の神聖」では次のようにいう。

抑も、神宮の神聖は、其清潔を尚ぶ上に在り、清潔の徳、是れ一見甚だ平凡の観なきにあらざると雖も、天地の法則を考察するに、天地最上の徳は美 (Beauty) に在りて存するを觀る、然りと雖も美の徳はあまりに高尚にして、理想的なり、而して普遍の実行の徳にあらざり、理想的徳は、少数聖賢者の行ひ得べき所にして、多数凡人の行ひ得べきものにあらざるを以て、我大祖先の神靈は熾然として千歳の下を洞察し給ひ、茲に普遍の実行の徳たる清潔 (Clean and Honest) を以て国民道徳の基本と為し給ひたるものなるを知る、(中略)

毎年、六月、十二月の晦の大祓の詞は、想ふに、我国最古の文学にして、又、我国最古の倫理書と謂ふべきものなり、(九四頁)

以上のように、神宮および祓禊における「清浄」を道徳に結びつける考察を行っている。

(三) 本書に対する批評

次に、本書に対する書評を見てみよう。『國學院雜誌』の

「新刊紹介」である。やや長文になるが、本書の全体的紹介を兼ねて全文を引用する。

本書は著者の専攻学科たる東洋法制史の立脚地より法律的、社会的、史学的觀察を以て神宮と皇室并に我が国体との關係を論述せるものにて、先づ神宮と国体との關係を論じては、我が国体の由つて来る所は一、我国に於ける君民同祖の事実、二、天祖天照大神の聖徳、三、天祖天照大神の大詔、四、歴代天皇が天祖の宏謨に従ひ給ひて下民を子の如く愛撫し給ひし聖徳、五、祖先崇拜の国風、六、天祖天照大神に対する我國民の絶対的信仰、七、天祖天照大神に対する國民的崇拜に在りとし、而して祖先崇拜の国風は支那民族の思想と、根抵に於て大差異あり、我国に於ては真神は實に其の各自の祖先にして、真神中の最も威靈あるものは國民全体の大祖先たる天祖に在るべしとの信仰あれども、彼に在りては、民族の絶対的崇拜物は祖先にあらざりて全く天道に在りとの理由を説くこと極めて詳密、讀者を首肯せしむるものあり。第二章以下に於て神宮の創立せられたる理由、豊受大神宮の創立せられたる理由、兩宮の御称号並に御社格、内外と支那の宗廟社稷、兩宮社殿の御建築法、神宮の御威徳と教育事業、神宮の御祭典と皇室及び國民、神宮の神聖、歴代天皇の神宮御崇敬、今上陛下

の神宮御崇敬を説述し、最後に神宮と学校教育并に軍隊教育との關係を論じて擱筆せり、その一般的に原始宗教を論じたる辺は稍冗長の嫌あり、又国体が三大時期に於て三大原素の融和化合によりて完成せりとの説につきては、国体といふ語の用法につきて異論を容るゝ余地あるべし。其の他細部分につきては立説の上に又記述方の上に人様々の注文もあるべきか、大体に於て近來の快著といふべく、純学問上、又国民教育上多大の貢獻をなすべきものなり。殊に著者が自費を投じてこの有益なる冊子を出版せられたるは多とせざるべからざるなり。⁽²⁹⁾

いくつか問題点を挙げると同時に、学問上・国民教育上の貢獻を評している。書評はほかに、『神社協会雜誌』八卷二号（明治四十二年二月二十五日）などもあるが、おおむね同様の内容で好意的に迎えられたといえる。

つづいて、読者からの反応をみてみたい。『古事類苑』の編纂員であった三浦千畝は、「廣池千九郎氏著『伊勢神宮』を読む」という一文を『全国神職会々報』に寄稿した。三浦は五頁にわたる論述の中で、

若し夫れ、予の神道觀、国体觀、神宮觀、神社觀の立場よりして、本編の所説を批評せんか、其論議を加ふべき

点、必ずしも二三に止まらざるべしと雖も、現時の弊風を矯め、人心を覚醒し、我國民をして「大日本」なる自個の名誉を自覚せしむる一大論文としては、予は之を我國人、別して神道家、教育家に推薦せんと欲す。⁽³⁰⁾

と、批判すべき箇所を何点か挙げつつも、刊行の意義を認めている。

以上のように、当時、類書がなかったこともあって、著者の功績を評価する見方が大勢であった。しかしその一方で、激しい批判にもさらされている。このあとのいくつかは、神宮皇學館卒業生の会報『館友』への投稿から見えていく。栢原老人の「せめふさぎ」は、次のような反発をみせた。

僕は「伊勢神宮」を以てかかる研究の公表は尤慎むべき事だと言ふ夫が皇學館教授の著述で有るから敢て三浦と議論した訳である。僕は伊勢神宮に対し奉つては一片半句も研究的言辞を用いてはならぬと思ふ之は学者も神官も一斉に然かく考へる処だと思ふ唯もう天子様の御祖先であるのみ思つて有難くてならぬ何事のおはしますかは知らねども有難さにぞ涙がこぼれるのであるどう御先祖であるかどんな御神徳が有るか、咄そんな理屈は豪も容喙を許さぬ五十鈴川の流に手を清めて千年の杉の木立を進みつつ瑞垣御門

の大前に額ついた時は唯何はか知らず身も心も清まつて国家の万年を祈るので有る 恐多けれ共上は九重の雲居から下は老若の男女の四民まで苟も日本国民は皆この心で有らう何人か研究的態度を以て批判的観察を以て神宮に對し奉るもの有らむや³¹⁾

ここに出てくる「三浦」という人物は三浦千畝のことだろうか。栢原老人は、神宮に對しては一片半句も研究的言辭を用いてはならないといい、神宮のありがたみについては、理屈の容喙することを嫌っている。廣池が「『かくの如き理由あるが故に、ありがたくして涙こぼるゝ』の道理的信仰を求めしめざるべからず」（上記第一章序説）として説明を試みていることと眞つ向から對立した。

当時このように、神宮に對する研究的態度を取ることをよしとしない考え方は、神社界には少なくなかつたようである。井上頼圀の孫、頼寿が後年次のように語っている。

伊勢はなかなか口うるさい所であつたらしい。ある禰宜が、父に、

「廣池氏の『伊勢神宮』にはけしからんことが書いてある。あんたから、よく言うて注意してもらいたい」

「それはお取次ぎしてもよいが、直接言われる方がよく通

じましよう」

「いや、あなたから言うてもらおう方がよいと思う」

廣池さんのあの雄弁にあうと直ぐ言い負かされるので、面と向かつては何も言えないのである。誠に意気地のないことである。そんな神官もあつた。³²⁾

「父」とは、廣池の神宮皇學館における同僚、井上頼文のことである。廣池は頼圀を師と仰ぐとともに、その子頼文とも親交を厚くしており、この禰宜はそこに目をつけたのだつた。

『館友』にもどろう。批判には、藤田穂三「京都通信」の「同書の第十二章に神宮と学校教育并に軍隊教育と言ふ一章御座候、こゝを讀みて小生は甚た失礼ながら先生は宗教と申すものを御存知なき様推察し仕り候³³⁾」というようなものも見られる。

次の友枝照雄の「伊勢神宮を讀みて」は、廣池の勞を称えながらも、その論理構成などに對してかなり本格的な批判を行っている。

時代の隔離は現代人をして殆んど神性的想像説と思はしむる程の古代の史跡を一方道徳的に一方科学的に矛盾なく講究して現代の思潮に掉し現代を導く事の如何に困難なるかを思つた、それも単に古代史としての研究なら言論も幾分

か自由あらんが「神宮」なる題目の下に筆を執るに至つては想像に余あると考へた、而も此困難を犯して敢てしたる著者の功績は没すべからずであるが、著者は此困難を如何に切抜けたかと云ふ事は一頁に於て浮んだ感想である（中略）

著者支那との比較研究及其他苦心經營の努力否功績は多とする、か、読者をして望洋の感あらしむるは著者の根本思想に於て聊動揺のあるによらざるか、元より神典は決して一概に人間の単なる歴史或は神話或は抽象的にのみあらざるを思ふ、各種の分子を含めは或は抽象的に神理的に或は史的に或は神話的に觀察分析綜合するの必要はあるまいか、著者か緒言に於て言明せし事と矛盾せるの点はあるまいか、著者よ一生を傾倒して尽すの大仕事ではあるまいか、然以上は余の浅薄なる井蛙の見解より来れる冗言かもしれないが、聊にても理の存するあらば幸甚との考を以て、著者に反省を促した次第である「他山の石以て玉を攻くに足らば又何をか言はん」である、⁽³⁴⁾

神典を一樣に歴史的に扱おうとする廣池の姿勢を指摘しており、頷けるものがある。一部にはこのような論理的なものもあったが、『伊勢神宮』に対する批判の多くは感情的な反発であった。廣池はこうした情勢にも配慮しつつ批判や助言を広く求

め、それを増訂再版に盛り込むことによって活用している。

(四) 阪本廣太郎による批評

批判の活用については次節以降に触れるとして、ここで阪本廣太郎⁽³⁵⁾による批評を取り上げておきたい。阪本による自筆の批評が書き込まれた『伊勢神宮』（以下「本史料」⁽³⁶⁾という）が現存しているので、そこからいくつかを見ていくこととする。

後述するように、廣池は翌四十二年三月、早稲田大学出版部を版元にして今度は販路を広くとり、『伊勢神宮』増訂再版を公刊した。増訂版には序文を記した井上頼圀をはじめ、私家版にコメントした人物の名前がこの版に列記され、改訂に反映した旨と感謝の意が表明されている。

しかし、ここには阪本の名前が見られない。本史料に書き込まれた阪本による膨大な批評は、増訂再版に反映されることはなかった。それには次のような理由が考えられる。本史料内の阪本自筆の日付によると、本書を読み終わったのは明治四十二年七月二十日であり、廣池の手に戻されたのは早くてもそれ以降、廣池の書簡によればさらに下って新年の十二日となっている。つまり四十二年三月の増訂再版に間に合わなかったのである。さらにいうと、第三版の発行日は奇しくも私家版を阪本が読了したのと同じ日、七月二十日だった。三版にも間に合わなかったことになる。

しかしながら廣池は、送り返された本書に記された阪本の批評を見て、大変感銘を受けたようである。廣池は、改めて意見を求めたい箇所につ箋をつけ、丁寧な書簡を添えて再度阪本へ発送したと思われる。

廣池による書簡の全文は次のとおり。

拝啓

御無沙汰致候。

さて旧冬遠山氏ニ御伝へ相成候拙著御批評今十二日新年後始めて出校致候処、金剛幸之助より落手致候。

帰来只今忽之読通致候処。御丁寧なる御批評、深く感謝致候。

是迄種々之批評ハ承り候も、かゝる親切ニして首肯すべき批評ハ始めてニ有之。

斯道を愛し學術ニ忠実なる貴兄の御所業実ニ敬服致候。

殊ニ御多用之中十分ニ御覽被下候ものニ付、御評一々肯綮ニ中り居候様ニ被感候。

拙著、当地之要求と予の感慨心之刺撃とにて多少、咄嗟之間ニ起稿致候故ニ、用語など推敲到らざる所有之候。一度拝眉、斯方面ニ少々御力添被下間布哉、下ニニ附箋致置候。

大体小生のやり口ニ御賛成ニ候ハ、て斯方面ニ一つ御奮発

被下度候間、此分ニ対し更ニ御示ニ被下候ハ、て難有奉候不日此訂正、貴名を掲げ感謝可致候。

小生も赴任後四年目ニ相成、今古感慨不淺。ぜひ一度拝眉、学館之前途ニ就ても御意見を伺度と存居候。

貴兄之東京生活如何哉。小生之如き地方生活ノンキの傾きあり先々宜しく候。

乍併亦嫌じさる所も有之、一度御目ニかゝり度と存居処ニて候。

先ハ只書取致思出のみ申上候。

一月十二日午後三時認 敬具 千九郎

坂本学兄侍史

龔菓一折差上申候

御笑留被下度候

尚別冊ハ附箋の処へ今一度御意見

を御つけ被下且誤訳の点は御訂正被下度・・・御返却被下

度

(※引用者注以下欠)

書簡の中に、「是迄種々之批評ハ承り候も、かゝる親切ニして首肯すべき批評ハ始めてニ有之」との言葉がある。『伊勢神宮』は、前述のように好評を博した一方で、激しい批判にさらされてもいた。しかし批判のほとんどは感情的な反発であり、

「学術に忠実」なものほとんどみられなかった。

それに対して阪本の批判は論理的でいて鋭く、厳しい。本書の立脚点を見据え、整合性を追及し、ときには痛いところをえぐるような激しい攻撃もあり、受け手にとっては快いものではない言葉もかなり含まれるが、廣池にとっては「首肯すべき批評」であり、ありがたい存在だった。

批評はその一方で、不適切な用語には代案を書き込むなどの配慮も見せ、評価すべき箇所には一言「卓見」と記したりして賞賛を惜しまない。また自らの考えに近い箇所は明示し、さらにそれを補強する論を書き加えたりしている。確かに、これほどの「親切にして首肯すべき批評」は稀であろう。

ところで廣池は大正四年、『伊勢神宮』をもう一度増訂し、書名も『伊勢神宮と我団体』と改めて再発行したが、そのときはどうだったのであるか。この増訂は、冒頭に「神宮中心国体論」を加筆したものであり、それ以外の変更は基本的になされてはいない。またしても本史料は廣池の手元にはなく、阪本の批評が反映されることはなかった。惜しまれるところである。

このあたりの事情とその後の経過については次のように推察される。廣池は阪本から返送された本書に付箋をつけて書簡を添え、再度返送されることを期待して阪本へ送ったが、それが廣池の元へ帰ってくることはなかった。廣池から発送されたのはほぼ間違いないので、阪本の手渡る前か後のいずれかに、

何らかの事情で流出したらしい。本史料は東京都千代田区の古書店「小宮山書店」に収まっていた。それが昭和六十三年十二月、ある人物によって購入され、廣池千九郎記念館へと寄贈されて現在に至ったという流れである。³⁷⁾

阪本の批評が廣池の著作の中に生きることにはなかった。しかし幸いなことに本史料は今に伝えられてその全貌が披見できる状態にある。全体については、拙稿「〔資料紹介〕廣池千九郎著『伊勢神宮』における阪本廣太郎による批評」（『麗澤学際ジャーナル』第十八巻第二号、平成二十二年）に収めているので、ここでは主なもののみを取り上げる。

まず、目次のページに「全体ノ結構ニ就テ」として次のように書き込んでいる。

著者ノ主タル研究ノ発表ハ第一章第五章ニアリ、特ニ第一章中第六款第八款ト第五章ニ存スルモノ、如シ、著者ノ序文并ニ本篇・随処ニ表白セル東洋法制史ト関係云々ト云ヘルモ亦実ニ前記第六款ニ於テ支那ト日本トノ国体ノ相違及ビ神社ト社稷トノ相違トヲ論ゼル点ニアルモノ、如シ、分量ニ於テ著者ハコノ兩款、四十二頁、殆ド全篇ノ半ヲ資セリ、他ハ多クハコレ著者一氣所成ノ附録ノミ、著者ノ目的ハ神宮ノ威徳發揚ニアリシナルベケレトモ、全体ノ結構内容ノ均衡ノ上ヨリ見レバ著者カ第六款第七款ノ日支国体及

ビ社稷観念相違トイフ事実ノ説明センタメニ、神宮ヲ仮テ序説セシモノ、如キ傾向アルヲ免レズ、

『伊勢神宮』の構成に関する課題を端的に指摘している。日中の国体の相違に関する研究に全篇の大半を資しており、それ以外は「著者一氣所生ノ附録ノミ」とする。そして、「日支国体及ビ社稷観念相違トイフ事実」の説明のために、神宮を借りて序説した如くであるとまで書いている。

天照大神の実在性については、「著者ハ天照大神ヲ以テ全ク太陽ト無関係ナリト説ク、コレ普通史家ノ見解ナリト雖、コノ見解ヲ正トスルニハ、尚多ノ研究ヲ要ス」と「普通史家の見解」と認めつつも、さらなる研究を求めた。そして「実在」という言葉に対しては、「實在ノ文字ハ哲学上ノ語ニシテ、コノ場合以上ノ想的存在ノ神ニ対シ、実存トスル方穩ナラン、思想上ノ神モ実存トナシ得ベケレバ也」として、「実存」の方が適当であることを助言している。

次の神観念に関する批判は、廣池が神道を祖先崇拜の「道德教」に再編成しようとしていることに対するものである。

著者ハ何故ニ我國ニ於ケル多神教的信仰又ハ自然的崇拜等、一般国民力經過シ来ル宗教信仰ノ發達ノ過程ヲ否マントスルニヤ、コレガ為メニ往々苦シキ解釈ヲ敢テシテ、却

テ著者ノ本著述ニ対スル学者的研究ノ目的方法ヲサエ誤解セシメ、曖昧ナラシムルニアラズヤ、余ハ普通ノ觀察ヲ以テ、我國ニ雜種ノ信仰、及其變遷アリシ事實ヲ疑ズ、而シテ又カ、ル事實疑ズ、而シテ又カ、ル事實アリシヲ以テ国民ノ恥辱トモ国体ノ汚損トモ考ヘズ、更ニカ、ル複雑ナル思想ノ變遷發達アリシヲ以テ我國民ノ思想ノ自由及豊富ヲ誇リトスルモノ也、而シテ天祖崇拜ノ思想ガカ、ル多種ノ信仰ト淘汰變遷ヲ經ツ、アル中ニ、独リ巖然トシテ終始一貫セシヲ以テ、我神道進ンデ国体成立ノ開由トシテ慶賀スルモノ也、

明治四十年頃、神宮を中心とする「神社神道」では、西洋合理主義への対抗もあって、祖先や偉人などの人格的な神に対する報本反始の「道德的」祭祀が大勢となっており、自然崇拜などは稚拙な信仰と見られ排除される傾向があった。⁽⁸⁾ こうした中であって阪本は、このようなアニミズム的な信仰の事実があったことを国民の恥辱とも国体の汚損とも考えず、むしろ誇りとし、その上に天祖崇拜が一貫していることを評価すべきとする。廣池にとつては貴重な忠告であつただらう。

そのほか、日本の神信仰の中には、「靈魂畏怖」に由来するものもあることを北野神社等を例にとつて示し、神観念の多様性を問うなど続くのだが、詳細は上記の「史料紹介」にゆず

り、次の増訂再版の発行に移りたいと思う。ここには阪本の批評は反映されなかったが、ほかの多くの意見が取り入れられている。

三、『伊勢神宮』増訂再版と第三版の刊行

(一) 増訂再版の経緯

廣池は上述の私家版を、旧知をはじめ内閣諸大臣ならびに朝野の学者教育家の間に配布してその批評を求め、その結果「本書を以て教育上極めて必要なる参考書」とする者が多かったため、これに訂正を加え、附説一〜二十章、附録第一〜五、そして補説第一〜三十を合わせて、明治四十二年三月出版し、「汎く之を一般国民に読ましめむ」（『伊勢神宮増訂出版の緒言第一』）とした。私家版刊行からわずか二か月と数日の後のことである。

その際、「予が皇学の師井上頼圀翁の、周到なる注意を与へられたる事」（同）をはじめ、多くの批判、意見を増訂再版に盛り込んでいる。名前があがっているのは、井上以下、御巫清生、松木時彦、藤波氏公、木野戸隆勝、井上頼文、中西健郎、河原由松、村尾節三らである。

またこの版から「天覽」の文字と、井上頼圀・井上哲次郎らの序文が入った。

早稲田大学出版部から発行することになった経緯は、同出版部の「伊勢神宮弘布に就き稟告」によると、「先輩知友何れも適當の発行所を定めて之を各学校に推薦致し候は、一般教育家に便益を与ふる事少からざるべしとの勧誘有之候より著者も深く之を諒し遂に本大学に依頼するに本書の弘布を以てせられ候」という。また、「本大学総長大隈伯爵閣下並に本大学学長高田博士は神宮の御事の天下に知らる、事を以て教育上極めて大切な事と認められ大に著者の拳を賛成せられ候」とのことである。

明治四十二年一月八日、廣池は神宮参向の途中、国府津にあった大隈の別荘を訪ねて『伊勢神宮』私家版を贈呈し、著述の趣旨を解説している。そして本書を弘布するため、同大学からの出版を高田早苗に依頼したい旨を話すと大隈はこれに賛同したという。⁽³⁹⁾

廣池は明治三十五年から早稲田大学講師をつとめ、神宮皇學館に赴任していた当時も兼任として在籍していた。この関係で廣池は主な著作のいくつかを早稲田大学から出版している。⁽⁴⁰⁾

明治四十二年七月二十日には、同出版部から増訂三版を発行した。変更点は、補説第三十一〜三十六を新たに追加した箇所である。

第三版までのすべてを合わせた発行部数は、三千有余冊であったという。⁽⁴¹⁾

では、増訂再版の内容を見ていこう。

(二) 増訂再版の内容

では、増訂再版の内容を目次から見てみよう。増訂された部分のみを下記に掲げる。

伊勢神宮附説目次

第一章上 神宮御創立に関する古書の扨格に就きての考証、(附、神宮の古記録の、却て日本書紀古語拾遺等より精確なる理由)

第一章下 明治初年神宮御遷座の議に関する弁正

第二章 神宮の御社格に関する古書の弁明

第三章 皇大神宮の尊号

第四章 伊勢神宮と石清水八幡宮との尊称上の関係并に藤

井貞幹本居宣長の争論

第五章 皇大神宮の宮地の変遷

第一項 序説 第二項 各宮地 第三項 大神宮御遷座の

場処の惣数に就きての弁解

第六章 神宮の沿革

第一項 序説 第二項 慶光院の正遷宮勸進 第三項

織田豊臣二氏の献金 第四項 徳川氏の奉公 第五項

内外宮師職の争 第六項 吉田兼俱の謀計 第七項 伊

雑宮神官の謀反

第七章 古代より維新前に至る神宮官衙の組織

第一項 総説 第二項 斎宮并に斎宮寮及び離宮院 第

三項 祭主 第四項 大宮司、少宮司 第五項 大神主

第六項 禰宜并に権禰宜 第七項 庁舎 第八項 政所、

公文所、家司 第九項 内人、宮掌 第十項 大物忌、

物忌父、館母、副姫 第十一項 詔刀師、并に御師、

大夫 第十二項 雑人 第十三項 神宮御領に於ける古

代地方制度 第十四項 山田奉行 第十五項 宇治山田

の年寄

第八章 現時に於ける神宮諸官衙

第一項 一神宮司庁 第一項 一祭主及び大少宮司 第

一項 三 現祭主宮参向の状況 第一項 四衛士 第二項

神部署(第一〜三款省略) 第三項 両宮参集所 第四

項 両宮神楽殿 第五項 撤下御物陳列所 第六項 神

宮に於ける教育事業并に其諸官衙(第一〜四款省略)

第七項 造神宮使庁 第八項 神宮奉斎会 第九項 神

苑会、徴古館、農業館

第九章 両宮御祭典

第一項 両宮年中御祭典 第二項 主なる諸祭典の説明

第三項 神今食 第四項 内宮外宮祭典前後の説

第十章 神宮御領地并に現時の供進金

- 第十一章 勅使及び儀仗兵
 第一項 勅使の資格、参向、及び儀仗兵 第二項 奉幣
 四姓使
- 第十二章 遷宮の制度、歴史
 第一項 式年式日の制度 第二項 工事の順序 第三項
 遷宮の儀式 第四項 遷宮の費用 第五項 造宮使用の
 材木 第六項 仮殿遷宮
- 第十三章 明治四十二年の正遷宮
 第一項 序説 第二項 神殿建築工事の順序、祭典、及
 び遷宮当日の儀式
- 第十四章 内外宮正遷宮の順序に関する争
- 第十五章 大麻及び暦
 第一項 大麻配布の起原沿革 第二項 伊勢暦の起原沿
 革及び特色
- 第十六章 行幸并に皇族縉紳の参拝
- 第十七章 庶民の参拝并に御蔭参り
- 第十八章 正式参拝
- 第十九章 両宮相殿の神
- 第二十章 別宮并に摂社及び末社
- 附録第一 三種の神器并に賢所、内侍所の由来、沿革、現
 在の御事
- 附録第二 二見浦の歴史及び現状
- 附録第三 朝熊山と片参宮
- 附録第四 官幣社、別格官幣社、国幣社の区別及府県社、
 郷村社の区別
- 附録第五 全国に於ける官幣社、別格官幣社、国幣社の名
 称、所在、社格、祭日等一覽詳表
- 補説第一 皇大神宮、神宮寺、御称号に関するすべての弁
 明
- 同 第二 神路山に就きて
- 同 第三 「何事のおはしますかは」の和歌の考証
- 同 第四 「我国の家族制度と我国体の根本」に就きて
- 同 第五 天照大神は神話上の神にあらず
- 同 第六 天祖は太陽にあらず
- 同 第七 一び臣下に列するものは再び天位に登るを得ざ
 れど又異例なきにあらず、并我憲法の特質
- 同 第九 日本は蒙昧なる多神教国にあらず、并に
 Monotheism, Monolatry⁴⁾ 及び Henotheism の区別と
 二十世紀の科学
- 同 第十 男根崇拜の根本地に関する井上文科大学教授の
 説
- 同 第十一 自然崇拜と千引石
- 同 第十二 画像木造と月読宮の御神体
- 同 第十三 両宮の御資格は同等なりとの説

- 同 第十四 詔刀師并に御師の起原
- 同 第十五 大日坊を穀屋と称する事
- 同 第十六 銅製の守札
- 同 第十七 神宮御領地内にて仏教排斥の証跡并に寺院の繁昌を大神宮に祈禱せいし事跡
- 同 第十八 平清盛も遂に大義名分によりて事を決せり
- 同 第十九 天照大神始自天降之処
- 同 第二十 豊受大神の現身は天孫降臨の時随ひ奉らずとの説
- 同 第二十一 遷宮の勅使
- 同 第二十二 神宮大祭に関する弁明
- 同 第二十三 現時猶ほ神宮の間には禁忌遠慮等ある事
- 同 第二十四 禁忌潔斎に就きて
- 同 第二十五 両宮朝夕の御饌の事并に忌火の事及び日本古代の燧火法、食事法
- 同 第二十六 神宮と登極令
- 同 第二十七 常宮殿下の御事
- 同 第二十八 伊勢大神宮を大社とせし誤につきて
- 同 第二十九 両宮御祭典の前後に就きて
- 同 第三十 神宮と新刑法

以上である。見てのとおり、詳細で相当の分量に上る。私家

版一〇六ページに対して、増訂部分は一二五ページに及び、本論よりも附説・補説の方がページ数が多い。また注意を要するのは、経費か時間か何かの節約のためかは不明だが、本論から増訂された附説へページ数が続いておらず、本書は一〇六ページの次に、一ページからふり直されており、本書の最後は一二五ページとなっている。しかし本当は、二三一ページの本なのである。

本書には、新たに増訂版の緒言も加えられた。「伊勢神宮増訂出版の緒言第二」に次のようにある。

(二) 普通教育の要は、其国民固有の性格を保存発達せしめ、其国家の基礎を鞏固にし、併せて其国家の進歩発展を期するに在り、若し夫れ其国民の固有する事物に至りては自然に放置して可なり之を証明するに及ばず、誘掖するに及ばずと云ふもの、如きは、是教育を無視する暴論にして、取るに足らず、故にたとへば支那の如きは、人類自然の愛情に本づく所の孝道の説明に就きても、之を人類自然の至情なればとて決して打捨置く事なく、其子女の父母に向て孝を尽くさざるべからざる理由を、学問的に教訓する習慣なり、例へば、「三年の喪は何故に行ふか、曰く、子生まれて三年母の懐に在ればなり」と云ふ如き類是なり、故に、支那の国民は、亦是に由て以て特殊の発達を為せる

を見る、又、西洋各国に於て、人類自然の天性に本づく所の自由平等博愛の説明に就きては、之を人類自然の天性なればとて、決して打捨置く事なく、諄々乎として、其理由を学問的に教訓する事、今更予の呶々を要せむや、故に西洋各国は、其国家并に個人の立脚地、嚴然基礎を此処に置きて、敢て他の企及せざる美点長所を有す、而して顧みて我日本は如何、曰く、我には我固有の大道の存するありて、我國民の精神界を支配し、我國家の基礎となれるなり、果たして然らば、之を研究し、之を保存し、將た之を發育して、以て大に我國家の發展に資する事は、是れ學者政治家教育家等の如き社会の木鐸たる人の任務にあらずや、而して所謂真正の教育とは、即ちかくの如き大業を完成するの謂にあらずや、是予の鞠躬如として本書を著したる所以なり、

「普通教育の要」にはじまり、本書の論旨を挟んで「真正の教育とは」で結んでおり、教育の視点が加えられていることが理解できよう。先に述べたように、増訂再版は教育界からの需要に応じたものでもあった。

(三) 内容の検討

本書の特色の多くは、後述するように増訂の附説以降にある

が、私家版以来の「本論」部分に訂正が加えられている箇所も、研究の進展、考えの変化が反映されていて興味深い。

例えば、先に引用した第一章第一項「序説」の、「何事のおはしますかは」以後が次のように改変されている。

「何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼるゝ」は、我日本國民の自然の情にして、我國体の淵源は極めて深く我國体の根底は極めて固し、随て、其國体は、敢て學者の説明を要せず、素より尊嚴無比のものなりと雖も、而かも、世界に於ける時代的知識の上に立てる正当穩健なる學問上の説明は、教育上極めて必要なる事にして、殊に近時外國人の手になれる著書の、往々我國体を害するものある如きは、一に彼等が我國史の真相を知らざるに座するものなれば、此等の外人并に其著説を読む所の日本人に向て、我建國の理由を説明する事は、尤も今日の急務たるを信ずるを以て、不肖を顧みず、自ら奮て茲に本書を公にせしものなり、

「神秘的信仰」を「道理的信仰」に改めるべきを唱えていた私家版から、やや穏やかな論述方法に変更されている。廣池は私家版発行後に諸氏の批判を求め、訂正を行なったと既述したがこの箇所にもそのようないきさつがあったのであろう。

次に書評から見てみる。『國學院雜誌』では、増訂部分を目次によって紹介し、最後にこうまとめている。

伊勢神宮並に之に関する事項の知識は遺憾なく網羅せられたりといふべし。著者の篤学と気力とは本書を一読するもの、敬服せざるを得ざる所、その国民的教育に資する所決して尠少ならざるべきなり。⁽⁴²⁾

続けて、『參宮新報』も「天覧の栄を辱うせる先人未発の大著述」と題して書評を掲載している。本書の序説を引用し、内容を要約した上で、政治家、学者、教育者の失態の例をあげ、これに応ずるものとして次のように本書を推奨する。

此等（失態）は必竟神宮の内容を知らざるに基因せる罪にして国民の耻辱たるも亦甚しと謂ふ可し是時に方つて條ち本書刊行の機会に接す。我が国民の覚醒を促して敬神愛國の大義を知らしめ、世界に冠絶せる国体の本源を明にして、無上の神儀を敬仰せしめんとするに最有力の大快著たるを断信す。吾人が熱心なる推奨を吝まざる所以也。⁽⁴³⁾（※括弧内引用者）

ここから読み取れるのは、附説として新たに付け加えられた

部分が神宮に関する一般教養を網羅しており、初等教育の現場にも有効であり、且つ上流階級の人間にとって知らない恥をかき情報が親切に述べられていることを表していることといえる。

附説第十三章は明治四十二年の式年遷宮に関する内容となっており、山口祭以下、遷御後の古物渡にまで至る遷宮諸祭が斎行日入りで略説されている。再版『伊勢神宮』の刊行日は明治四十二年三月五日なので、立柱祭以下は「未行の儀式なれば、二十二年の正遷宮の儀式より推算して記せるもの」（六九頁）ということになる。⁽⁴⁴⁾これは遷宮を控えた時期の読者にとって重宝されたに違いない。

附説の次には「附録」がある。附録第一の、三種の神器ならびに賢所については、矢野玄道の『天璽畏言』および田中頼庸『賢所祭神考証』を引いている。『天璽畏言』は写本であり入手も難しいものであるため、ここでこのように四ページに渡って引用されているのは実に有益といえよう。

次に、附説・附録につづき増訂再版において注目すべきは、三十項目に及ぶ「補説」である。補説は本論の内容を補うものとして付記されたものだが、この内容は近代神道史を考える上で貴重な史料となっている。緒論にあるとおり、廣池は私家版発行を関係者に送り批評を求めており、寄せられた批判および助言から得られた見地の多くをここに載せている。当時の碩学

たちの議論がうかがえて興味深い。

補説第一では、本書の書名を、廣池が正式名称の「神宮」とせずに「伊勢神宮」としたことの説明をはじめ、神宮の呼称に対する御巫清生の「示教」を「御巫氏の考証は、甚だ有益なる説なれば、人々皆知らざるべからざる事と信じて特に茲に掲ぐるなり」と重要視して記している。

補説第二「神路山に就きて」では、本論第一章に、皇大神宮の御鎮座地を神路山としたことに対し、「松木時彦氏は、神路山とは、神域外の或る一区画の名称にして、現在の御鎮座地にあらざる由を注意せられたり」（一〇五頁）という。それに対し廣池は、「所謂神路山は、もとは大神宮の御鎮座より起りし名なることは疑いもなき事にして、往古此辺一帯の山つゞきに於ける広き地名なりしものが、偶々今日は神域外の或る一区画を呼ぶ地名となりしより、かゝる注意を為さざるべからざること、為れるものならむ」として、根拠に神路山を詠った御製を含む和歌数種を挙げている。このように、批判に対する答えを盛り込むことによって、本書はより充実することになっている。

ところで、穂積八束から廣池にあてられた書簡に次のような一文がある。

貴著神宮二関スルもの参考ノ為ニ拝読。大ニ利害を得候。

貴著中ニ祖先崇拜の国法制度ニ関係スル事を御記の序ニ、此論穂積博士ノ書ニ論する処云々アリ、実ハ小生の事カト一寸思ヒ、よく見れハ陳重ノ著書ノ事ニ関し候様ニ見受け候。小生の之ニ関スル意見ハ陳重の著書論説の出るよりズツト以前より論説及著書ニ之を公に致し候。之か為ニ時々論弁致候末ニ陳重も其論を公ニ致し候。

書簡には年が記されていないが日付が十二月二十日とあるので明治四十二年のことかと思われる。八束は自論の掲載誌のいくつかと著書『愛国心』を挙げ「御参考被下度奉希候」といい、「之ニ対スル戸水博士の論弁ノ様のものもアリシヤトも存じ候」と戸水寛人も八束説から議論を起していることに触れている。八束は、十年以上前から家族国家論を唱えていた。『愛国心』において次のようにいう。

我が日本固有の国体と国民道徳との基礎は祖先教に淵源す。祖先教とは祖先崇拜の大義を謂ふ。我日本民族の固有の体制は血統団体たり。血統団体とは民族が其の同始祖を敬愛するに由りて共存団体を成し、祖先の威力に服従するに由りて平和の秩序を維持するを謂ふ。（中略）吾人の祖先の祖先は即ち恐くも我が天祖なり。天祖は国民の始祖にして皇室は国民の宗家たり。父母拝すへし況んや一家の祖

先をや、一家の祖先拝すへし一国の始祖をや。⁽⁴⁵⁾

このような関心の所在のため、八束は『伊勢神宮』の「祖先崇拜」に関する記述に注目したのでろう。おそらく私家版の第一章第二項第二款「我国に於ける君民同祖の事実」を読んでの指摘と思われる。というのも、増訂再版では、この部分が新たに八束説が咀嚼されて次のように大幅に改定されているからである。

皇室と我国民とは其幽遠の時代に於ては、全く其祖先を同じくし、随て親族的關係を有するものと称すべく、而して天祖の神徳は、すべての御祖先の威靈と功業とを代表し給ふものと見奉るべき理由あるが故に、本論五頁及び二十九頁并に補説第四參照我日本は之れを一家族の發達せるものにて、天祖を以て大祖先と為し、国祖と為し、其の大祖先の直系御子孫たる皇室は、家長の性質を以て君主と為り給ひ、臣民は家族の性質を以て之に仕へ奉るものと見るを得べきなり、(三頁)

また時期的にみて、私家版のこの箇所の不十分さを指摘したのは八束ではなく、補説第四にあるように、「井上翁并に御巫松木両氏の、特に懇到なる注意に本づく」ものであったろう。

右の本論に対応する補説第四には副題に「附、帝国憲法の解

釈に於ける二大主義と穂積教授の学説の要領」と入っており、ここでは「憲法学者の泰斗」の穂積博士の説が確かに参照されている。フルネームでは記されていないが、廣池が陳重のことを「憲法学者」と称するはずもなく、ここは間違いなく八束である。八束も増訂再版のこの箇所を見ていれば疑問に思うこともなかっただろう。

このように、増訂再版においては私家版の内容的に不十分であったところが補われ、また阪本廣太郎の批判にあったようなタイトルと内容のバランスが取れていないことなども改善され、神宮に関して総合的に研究・概説した基本文献として十分な役割を果たせるようになった。⁽⁴⁶⁾これが明治四十二年の式年遷宮を控えて広く流通した『伊勢神宮』である。おそらく出回ったのは、内容はほぼ同一だがさらに補論三十一から三十六(二ページ)が加えられ、ハードカバーとなった四十二年七月発行の増訂三版であろう。

次に教育界への影響を見ていきたい。

(四) 教育界への影響

「はじめに」で少し触れたが、長谷外余男『伊勢神宮』の批評について」には次のように記されている。

(上略) 兎も角も此著は、未組織的の書籍に乏しい斯界に

於ては正に空谷の聲音である。友枝君の云はる、如く、此の種の著に筆を執るは種々の困難がある、至て難事である。其困難を排して敢行せられた著者の意気は先大に嘆賞すべきものだと思ふ。次に此著に依て世人が神宮を知り、神祇を知り、国体を知ることを得たこと（神宮御遷宮当日各学校其他に於ける遥拜式に際し講演者が皆争うて此著に憑つた如きは手近い実例である）、及び荆棘多き斯道の闡明に有力なる参考となり、梯楷となり、聽て組織的研究の端を開き、大著述の基礎を造られたこと等の著者の功績は実に没すべからざるものだと信ずる。⁽⁴⁷⁾

神宮式年遷宮を控えた文部省通牒を受けて、この分野における稀有な存在であった廣池の『伊勢神宮』は、長谷の示すように教育界から大きな需要を得ることとなり、短期間に相当量が読まれたようである。本書は前述のように早稲田大学出版部とおして販売されていたが、廣池にも直接発注するものもあった。

次の、津市役所からの書簡には、市内の各小学校へ備えるため、六部送ってほしい旨が記されている。

今般、貴下御著述之『伊勢神宮』購入方御依頼之趣了承、即市内各小学校備品トシテ六部購求致度候間、宜敷御取扱

相成度此如及御依頼候也。

追テ、代金・運送費トモ、御通知次第御送付可致候間、御了知相成度申添候也。

明治四十二年六月九日

津市役所

廣池千九郎殿

また、校長から下記の書簡のように直接依頼があることもあった。

拜啓 未拜謁の光栄をも有せず唐突之至り、誠に恐縮千萬ながら、御願申上候義は、貴著『伊勢神宮』非売品に有之候趣に候へとも、教育上、国体と神社との信念を涵養するに有益なる御著述と深く信じ、是非、拜読致度候間、何卒、実費にて御配布を願ハれまじく候哉。幸に御許諾被成下候ハ、御手数恐縮ながら代金引換郵便にて御送り被成下候ハ、大幸之至りに御座候。実は、来十月二日及五日の遷宮式当日に於て、附近小学校教員集合遥拜式挙行之際、貴著の内容一般を同僚に知らしめ、信念涵養の上に資する所あらんことを熱望の余り、鳳威を顧みず御願申上候義、御賢察幾重にも御海容被成下度候。

頓首

九月二十六日

長野県小県郡 城下尋常高等小学校校長 小出彦六
 廣池先生 侍史

この校長は『伊勢神宮』を非売品であるかと思っていられない。「教育上、国体と神社との信念を涵養するのに有益」と考え、内宮および外宮の遷御の当日、「付近小学校教員集合選擇式」において本書の内容を同僚たちに知らしめたいという。先に触れた文部省の通達の一件とも、「教員」と「生徒」との違いはあるが符合する内容であり、長谷の「この書に憑った」との記録にも一致する。

生徒の側にも記録があり、『伊勢朝報』には次のような事例が掲載されている。

皇學館の一年生某が或る日先生に面して、自分が中学校在学中受持教師から神宮の講話を聞いた時に仲々に詳密を極めたので心窃に教師の博識に感じてゐたが、本校に入学して右は全く先生の伊勢神宮を受売りしたことが判りましたと大笑ひしたことがあつた⁽⁴⁸⁾。

「先生」とは廣池のことである。この生徒の出身中学の教員は、本書に依拠して神宮論を述べていた。

以上のことからわかるとおり、教育界における神宮観の展開

の多くは、本書によって拓かれた地平の上に築かれたものであった。

むすび

『伊勢神宮』において廣池は、天照大神を歴史的存在とした上で、国民的祖先崇拜の対象に位置づけた。このことは、本居宣長ら国学者の系統とも異なり、また欧米移入の神話解釈とも異なる、東洋法制史家によって日中の国体比較から導き出された結論であつた。これは合理性を希求するがゆえに、神道事象を広く包括する論ではなく、阪本廣太郎の指摘にもあるようにやや強引なところもあつた。そのような不足点もあり、長く定着する説ではなかつたが、その後の議論の起点を示す役割は十分に果たしたといえるだろう。

一方この論は、道徳論の以後の展開には大きな役割を果たすことになる。廣池は、皇室の万世一系の原因に天照大神および歴代天皇の道徳性を見出した。祖先としての天照大神は、歴代天皇が継承する道徳の内容を規定するためには不可欠の存在であつたのである。

また本書は、神宮・国体・教育の三者を結びつける機能を担つたといえる。

明治四十三年の修身教科書の改訂では、廣池らが希望したと

おり、神宮のことが記載されるようになった。『尋常小学校修身書』巻二には次のようにある。

一九 クワウダイジンゲウ

クワウダイジンゲウハテンノウヘイカノゴセンゾヲオマツリマウシテアルオミヤデゴザイマス。ワレワレ日本人ハコノオミヤヲウヤマハナケレバナリマセン。⁽⁴⁹⁾

靈験や神秘性には触れることはなく、天皇の祖先を祀る神社であるがゆえに敬うべきことが説かれている。国民道徳教育の観点からの神宮崇敬体制が整った時期とみることできよう。

先に述べたように、廣池は山川委員長に対して修身教科書に神宮のことを載せるように提言しており、それと同時に並行して『伊勢神宮』の刊行によって教育環境の整備に尽力していた。修身教科書のこの改訂には廣池からの何らかの影響があったかもしれない。少なくとも、この教科書が教育界に浸透していく地ならしの役割は果たしたといえる。

明治四十五年の神宮皇學館における上田万年の講演に、「神道の精神を教育に入れるのはどんな風にしたらよいかなどといふ様なことは、此学館の方々が日本に於て最權威を有するといふて差支ない⁽⁵⁰⁾」という言及があったが、上田は、「神道の精神を教育に入れる」ことについては、学館内への神道の浸透だけ

でなく、『伊勢神宮』による対外的な普及をも評していたといつていいだろう。

廣池はその後精神的深化を経て、大正四年に本書を増訂し、書名も『伊勢神宮と我国体』と改めて神宮論を世に問うことになる。その点については稿を改めて論じたい。

註

(1) ひろいけちくろう(一八六六―一九三八)。法学博士、公益財団法人モラロジ―道徳教育財団および麗澤大学の創立者。現在の大分県中津市に生まれ、小学校教員を経て京都で史学普及雑誌社を設立し、史学関連の著述を続ける中、井上頼圀に見出され『古事類苑』編纂員となる。早稲田大学講師、神宮皇學館教授等を歴任し、昭和十年、道徳科学専攻塾(後の麗澤大学)を設立。主な著作に『中津歴史』、『支那文典』、『東洋法制史序論』、『伊勢神宮』、『日本憲法淵源論』、『道徳科学の論文』。詳しくは拙著『廣池千九郎』(ミネルヴァ書房、平成二十八年)参照。

※本稿中、「廣池」と「広池」があるが、原文の表記による。

(2) 廣池千九郎『道徳科学の論文』第二版、道徳科学研究所、昭和九年、六―七頁。

(3) 現代は「モラロジ―」と表記するのが一般的だが、廣池自身の著述からの引用には当時の表記「モラロヂー」を用いる。

(4) 井出元により、『伊勢神宮』は「廣池における国体研究の最初の著書」「(「伝統の原理」の形成―廣池千九郎の生涯と伝統尊重の精神の深化―)『モラロジ―研究』二十号、昭和六十一年、四九(頁)と位置づけられている。

- (5) 大澤俊夫が、廣池の日本国体の淵源に関する研究が「単行本の形で初めて世に出ましたのは、明治四十一年発行の『伊勢神宮』だと指摘していた(大澤俊夫『青年教師広池千九郎』広池学園出版部、昭和五十七年、一三九頁)。
- (6) 井出元「日本の伝統文化と広池千九郎の道德思想―『広池千九郎研究』に関する補説―」『モラロジー研究』三十一号、平成二年、五〇頁。
- (7) 同『廣池千九郎の思想と生涯』広池学園出版部、平成十年、一六頁。
- (8) 高原美忠は、同論集の執筆者の中では唯一、廣池から直接教えを受けた経験がある。しかもその時使用されていた教科書は廣池の『伊勢神宮』だったという。神宮皇學館の学生時に習った内容を、皇學館大学学長として評することとなった。それもあつてか、あるいは専門性の関係からか、高原の叙述はやや砕けた内容となっている。
- (9) 大澤俊夫も、天照大神の「岩戸籠り」と「慈悲寛大自己反省」については「改めて神道学者の意見を徴したい」と述べている(前掲『青年教師広池千九郎』一四二頁)が展開はない。
- (10) 高原美忠『伊勢神宮と我国体』について『生誕百年 広池博士記念論集』昭和四十二年、二九七―二九八頁。
- (11) 西川順土「近代の式年遷宮」『遷宮論集』神社本庁、平成七年、一七五頁。
- (12) 出版前後の状況については、すでに拙稿「廣池千九郎著『伊勢神宮』の出版事情」(『神道研究集録』第二十一輯、平成十九年)に述べており、内容が一部重複するが、行論の都合上本稿でも取り上げる。
- (13) 文部省編『文部省例規類纂』第三卷大空社、昭和六十二年、六七六頁。
- (14) 『全国神職会々報』一三二号、明治四十二年十月、五〇頁。
- (15) 『國學院雜誌』十五卷十号、明治四十二年九月、一〇〇頁。
- (16) 同書、一〇一頁。なお、修身の教科書に対する批判については、中村紀久二氏が次のように紹介している。
- 修身教科書について、野村靖、東久世道禱、田中不二磨の三名が「文部省著作修身書ニ関スル意見」を文部省に提出した。「忠孝ノ大義」「祖先崇敬」「祭祀敬神」が欠如しているというのである。また日本弘道館は、「国定小学修身書ニ関スル意見」と題する小冊子を發表し、国定修身書は「忠君ト愛國トハ根本に於テ、一ニシテニナラザルコトヲ説明スルニ不十分ナリ」、また「敬神」の教えが欠けると指摘した。(中村紀久二『復刻国定修身教科書解説』大空社、平成二年、七三頁)。
- (17) 『神社協会雜誌』第八年第一号、明治四十二年一月、一二頁。
- (18) 田中卓「神宮関係著書・論文目録(稿)」『神宮・明治百年史』補遺、神宮司庁、昭和四十六年、参照。
- (19) 早稲田大学出版部『伊勢神宮弘布に就き稟告』。
- (20) 西川順土「近代の神宮」、神宮文庫、昭和六十三年、二九八―三一一頁、参照。
- (21) 松本時彦は著書『神宮提要』の中で、「近時発刊の信用ある伊勢某書」として著者名、書名を伏しつつ、廣池の『伊勢神宮』を内外宮の上下の位置づけ等について、次のように前置きして批判している。
- 同書全部の上に就きては有益なるものにて著者が伊勢神宮の真髓を社会人民に紹介せられんとする精神は実に敬服に堪へず

と雖も右の事項は容易ならざる重大の問題なれば一言之を弁ぜざるを得ず（松木時彦『神宮提要』神宮提要発行所、明治四十二年、三、四頁）。

(22) 廣池千九郎記念館蔵。これ以降に引く史料もすべて同館所蔵であるため、以下の注記は省略する。

(23) 嘉納と廣池の後年の交流には記録がある。大正七年六月二十八日、白鳥庫吉の紹介で両者は会い、その夜廣池は東京高等師範学校で講演を行なっている（モラロジ―研究所編『廣池千九郎日記』②、広池学園出版部、昭和六十一年、二二七頁）。

(24) 廣池千九郎『回顧録』広池学園出版部、平成三年、一二七頁。

(25) 廣池千九郎『伊勢神宮』増訂再版、早稲田大学出版部、明治四十二年。井上はこの序文中で、廣池のことを「皇国の学は、予の門に入りて、四大人の正しき道を伝え」といっている。なお、初版（私家版）には序文はない。

(26) 廣池の神宮皇學館教授期に在学していた久保田早苗によると、廣池は「入学時の第一時間目」にこの一節を「新人生を前に、虔しく朗々と読み上げられた」という。またこれを「肅然、襟を正して傾聴」した学生たちが、「後日は暗誦して、何かの席上皆でこれを唱和した」とされており、当時の学館におけるこの神宮論の浸透具合がうかがえる。（久保田早苗「恩師廣池千九郎先生の思い出」『社会教育資料』三十八号、昭和三十一年、四六頁）

(27) 本稿五九頁引用の「穂積八束『愛国心』」参照。

(28) 明治四十一年八月に開催された、神宮皇學館における最初期の「神道」に関する講義であり、「神道」の近代的研究の先駆けといえるものだった。その講師を廣池が務めている。拙稿「神宮皇學館における廣池千九郎の神道講義―教授就任から」神道講義開講

まで―』『神道史研究』第六十一卷第二号、平成二十五年、参照。
(29) 『國學院雜誌』第十五卷第二号、明治四十二年二月、八五頁。執筆者名は記されていない。

(30) 三浦千畝「廣池千九郎氏『伊勢神宮』を読む」『全国神職会々報』一一三三号、明治四十二年一月二十日、五四頁。

(31) 栢原老人「せめふさぎ」『館友』九号、明治四十二年二月。

(32) 井上頼寿「広池博士の思い出」『モラロジ―社会教育資料』三十四号、昭和三十七年、五六頁。

(33) 藤田穂三「京都通信」『館友』一四号、明治四十二年七月。

(34) 友枝照雄「伊勢神宮を読み」同、十六号、明治四十二年九月。

(35) 神宮禰宜、賀茂別雷神神社宮司、神宮皇學館教授等を歴任。阪本の経歴等については、阪本の遺稿集『神宮祭祀概説』（神宮司庁）の「著者略伝と本書成立の事情」参照。

(36) 残念ながら本史料には批評者の氏名を明示する記述は見られない。しかし以下に述べるいくつかの手がかりにより、当時東京帝国大学史料編纂官補であった阪本その人と見て間違いないと判断している。

阪本は東京帝国大学へ進む前に神宮皇學館に在学していた。その関係で廣池と何らかの接触があったのであろう。明治四十年七月には、東京の阪本から伊勢の廣池に宛てられた葉書が認められている。また、本史料に含まれる後掲の廣池自筆書簡は、宛名が「坂本学兄」となっている。「阪本」ではなく「坂本」になっているところが問題であるが、この程度の間違いは十分に起こりうる（『神社協会雑誌』大正二年九月号に収録された阪本の論説では「坂本」になっており、翌月号の同論説と叙任及び辞令「任神宮皇

「叙高等官七等」それぞれ「坂本」になっているのでさほど不自然ではない。次に、「学兄」という言葉を含め、文は年長者の廣池から若輩の阪本へ送られた形になっており、実際に即しているし、「貴兄之東京生活如何哉」と東京生活の様子をうかがい、「学館之前途ニ就ても御意見を伺度」と神宮皇學館についても触れている。さらに、その几帳面な筆跡が別の阪本自筆の資料と近似（神宮文庫所蔵の阪本自筆による延暦儀式帳に関する研究ノートを参照した。筆跡鑑定には、中西正幸氏のご協力を仰いだ。また牟禮仁氏には、平成二十四年十二月二日、神道宗教学術大会における筆者の発表「廣池千九郎著『伊勢神宮』における阪本廣太郎による批評」の質疑において、「阪本先生の筆跡に間違いはない」との言葉をいただいている）して、何より筆者が実感しているのは、記述からうかがえる学識の深さと人柄の正直さが、伝えられている阪本の人物像と符合する点である。

以上の諸点と当時の状況から考えると「坂本」から浮かび上がる人物は阪本廣太郎以外には考えられない。よって、この批評者は阪本であることを前提として論を進めていくこととする。

(37) 廣池千九郎記念館には、古書店と購入者・届出人に関する若干の資料が残されている。

(38) 「非宗教としての神道は同時に、文明開化に伴う近代西洋の科学主義を基調とした思想や政策・法制度を背景に、その徹底した合理化が推進されていった」（岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館、平成二十二年、二二九頁）

(39) 廣池のもとに、高田早苗宛書簡の草稿文（明治四十二年一月十一日付）が残されているので参照した。「去八日伊勢参向の途中、大隈伯爵閣下に国府津にて謁見、本書の内容縷々陳述致候。高田

先生に向て、本書を学校にて弘布致候様、願ひ試み度旨御話申上候処、それは誠に宜しからむ。高田先生に御願致せとの事」。

(40) 『支那文典』、『東洋法制史序論』（明治三十八年）、『日本文法にてをのの研究』（三十九年）、『応用支那文典』（四十二年）、『東洋法制史本論』（大正四年）。

(41) 廣池千九郎『伊勢神宮と我国家』日月社、大正四年、二頁。

(42) 『國學院雜誌』第十五卷第五号、明治四十二年五月、一〇六頁。

(43) 『參宮新報』明治四十二年五月十五日。

(44) 『神宮式年御遷宮諸祭式』所載の「明治四十二年式年御遷宮諸祭日時表」と照合したところ、外宮御形祭（実際は三月十三日）と内宮川原大祓（実際は十月一日）の齋行日が違っている。外宮御形祭の方は大正四年の改訂版『伊勢神宮と我国家』のときに修正されたが、なぜか内宮川原大祓の方はそのままになっている。

(45) 穂積八束『愛国心』有斐閣、明治三十年、一〜五頁。

(46) 町田義意編『伊勢神宮略記』（戊申詔書普及会、明治四十三年三月）には、「本書は神宮皇學館教授正七位廣池千九郎氏の著述に係る伊勢神宮と題する書籍に依りて記述せしものなり神宮の御事に關し尚ほ其詳細を悉さむと欲せば須く同氏の著書伊勢神宮東京早稲田大学発刊を閲読すべし」と、『伊勢神宮』が詳細を尽くしていることを述べている。なお「新刊紹介伊勢神宮略記町田義意編」では、「文章極めて簡明にして而かも記事の確実なることは、神宮皇學館教授廣池千九郎氏の校閲に係れるを以て今更贅言を待たざる所なり」（『神社協会雜誌』第九年六号、明治四十三年、一〇三頁）とのこと。

(47) 長谷外余男『伊勢神宮』の批評について『館友』十八号、明治四十二年十一月。

(48) 『伊勢朝報』明治四十四年五月十七日。

(49) 文部省『尋常小学校修身書』巻二、明治四十三年（復刻国定修身教科書）大空社、平成二年所収。なお、『尋常小学修身書編纂趣意書』（文部省、明治四十四年）には、「皇大神宮」の追加について次のように解説している。

我ガ国民道徳ノ枢軸タル忠孝ノ念ヲ涵養スルコトハ旧修身書ニ於テモ大イニ意ヲ用ヒシ所ニシテ、毎巻必ズ皇室ニ関スル御事ヲ掲ゲ、其ノ他「日の丸の旗」「大日本帝国」「祝日祭日」「祖先ノ事ヲモ適宜ニ配当シタレドモ、今回ノ修正ハ一層其ノ精神ノ養成ニ務メ、第二学年ニ於テ早ク「皇大神宮」「祖先ヲ尊ベ」ノ課題ヲ掲ゲ、第三学年以上ニ於テモ旧修身書ニ比シテ之ニ関スル課題ヲ増加セリ。

(50) 神宮皇學館創立三十周年記念式典における講演（『勢陽学報』第一号、神宮皇學館学友会、大正二年七月、四頁）。

（キーワード）廣池千九郎、伊勢神宮、国体

